

資料紹介

忠成日史（五）

並河正明
(会員 佐伯市常盤西町)

るため、翌日八十余名の首をさらし、十七名を磔の刑とした。このきびしい処罰は領内にひそむ大友の残党をこらしむる見せしめとした。

中川秀成は無事岡城に入り、旧岡城主志賀親次の館を当分の居館とした。まず取りかかった工事は城下町を造ろうとすることであった。

【解説】

豊日県境付近では相変わらず激戦が続いている。

八月十六日臨時裁判所の呼出があり薩兵に面会した三十二名の罪を免じた。

官軍人夫（守田組・後藤組・手島組）の出入りが多くなり本家楠麗三郎宅が人夫屯所となり、二六日大手前の千人小屋が大風で倒壊したため梶川家も官に借り受けられ、両家に各百人の人夫が宿泊した。三十日には手島組人夫四千人が白杆に繰り出したとあるので、佐伯は相当数の人夫でごった返していた様子が伺える。

延岡島ノ浦にいた楠麗三郎は宮崎県の臨時裁判を受け無事に佐伯へ帰つてきただが、大分県庁の呼出を受けた。

【本文】

大十月 一日 晴 午中通り雨 廿五日

一戸穴村徳蔵來テ船供用申入ル。

一家僕作藏夕刻ヨリ狩生村里方へ行。

一本家へ行。

同 二日 晴

大十月 三日 晴

同 四日 晴

同 五日 晴

同 六日 晴

同 七日 晴

同 八日 晴

同 九日 晴

同 十日 晴

同 十一日 晴

同 十二日 晴

同 十三日 晴

同 十四日 晴

同 十五日 晴

同 十六日 晴

同 十七日 晴

同 十八日 晴

同 十九日 晴

同 二十日 晴

同 二十一日 晴

一楠黒三郎殿、去ル四月中巡查御雇ニテ重岡辺へ派出中之件ニ付、調印之義有之。佐伯警察署へ出頭ス。帰宅之節、楠工立寄。

一佐藤増右衛門殿ヨリ鶴三羽買得ル。

同 五日 晴

一日向国島ノ浦ヨリ楠黒三郎殿書状到来。披見之處、無事罷在候段、申越候也。

一佐伯村寄留戸穴村徳蔵來。

廿九日

一楠黒三郎殿、去年春中巡查御雇相初候。給料御下渡二付、佐伯警察署へ出頭ス。

一池田村肥川富蔵來。

廿八日

同 廿九日

同 三十日

同 三十一日

同 三十二日

同 三十三日

同 三十四日

同 三十五日

同 三十六日

同 三十七日

同 三十八日

同 三十九日

同 四十日

同 四十一日

同 四十二日

同 四十三日

同 四十四日

同 四十五日

同 四十六日

同 四十七日

同 四十八日

同 四十九日

同 五十日

同 五十一日

同 五十二日

同 五十三日

同 五十四日

同 五十五日

同 五十六日

同 五十七日

同 五十八日

同 五十九日

同 六十日

同 六十一日

同 六十二日

同 六十三日

同 六十四日

同 六十五日

同 六十六日

同 六十七日

同 六十八日

同 六十九日

同 七十日

同 七十一日

同 七十二日

同 七十三日

同 七十四日

同 七十五日

同 七十六日

同 七十七日

同 七十八日

同 七十九日

同 八十日

同 八十一日

同 八十二日

同 八十三日

同 八十四日

同 八十五日

同 八十六日

同 八十七日

同 八十八日

同 八十九日

同 九十日

同 九十一日

同 九十二日

同 九十三日

同 九十四日

同 九十五日

同 九十六日

同 九十七日

同 九十八日

同 九十九日

同 一百日

同 七日 晴 小旧九月一日也

一池田村池田善次郎方、同村池田弥三郎方、同村肥川喜四郎方へ参。善次郎、玉蔵、其外両名相頼之預ケ置候荷物持帰リ候。

一昼後、善次郎母、玉蔵養母、実母外ニ壹名来。

同 八日 晴 一二日

一恭雲院様御祥月二付、養賢寺参詣。

一楠黒三郎殿、去年春中巡查御雇相初候。給料御下渡二付、佐伯警察署へ出頭ス。

一池田村肥川富蔵來。

三十日

一河内三郎殿入來、金談。

一池田村池田善次郎方、同村肥川喜四郎方へ参、置持帰ル。楠本春郎も參。

小旧九月六日也

一昨日認置候二十八小区用務所ニテ宮崎氏へ之書状、武藤要佑へ頼ミ差出。

一沖松浦加藤初藏へ之書状、右同人へ頼ミ差出ス。

一佐藤増右衛門殿方へ参。

同 同十三日 晴

同 同十四日 晴

同 同七日

八日

一楠麗三郎殿、去ル五月中薩兵來襲之節、隨行イタシ候處、軍慎靜相成、日向國島ノ浦ト申処ヨリ宮崎縣臨時裁判所ニヨイテ御裁判相済、帰宅イタシ候。

同 同十五日 晴夕曇

九日

一池田村資太郎養父來。

一用務所へ十年分第式期下方地券稅・民費共上納ス。

一本家へ参。

一守後浦山本房藏妻キミ来ル。

一家僕作藏煩ヒニ付、狩生村へ養生為引取セム。

一楠麗三郎殿被參候。

同 十六日 晴

一池田初平、池田善次郎來。

同 十七日 晴

同 十八日 晴

一池田村為藏ナル者來ル。今ヨリ來旧正月中旬頃迄奉公ノ義、談シ候得共熟談無之引取候。

第十月十九日 曇

和佐藏相雇。

一戸穴村ヨリ老名奉公人來、熟談ナシ。

一池田村池田長藏來テ弥三郎へ用立置候金子返済、証書等ナシ請取証差出ス。

一木許源太夫殿、兼而約束之鶴ノ子壱番ヒ持參ニ成候。

一池田村肥川松藏來ル。八反ヨリ四畝之分、第二期納分、并二十七小区荒新地植入用割同人え相渡候。

一狩生村ノ内、車和佐藏ナル者常日雇ニ約ス。

同 同二十日 曇后晴夕雨

十四日

一城村八藏妻來。

一懲院殿祥月ニ付墓參。

同 同廿一日 晴

十五日

一楠麗三郎殿、薩兵へ隨行一件ニ付、帰村イタシ候處、又候縣廳へ御呼出、今日府内へ出立。

一池田善次郎母じゅん來。

同 同廿二日 曙

十七日

一和佐藏相雇候。

証

一守後浦山本守藏妻キミ來。

一肥川徳威事、家僕中不埒有之出入、差留置候処、悔悟イ

タシ黒三郎殿ヲ以、侘申出候間、聞届置候処、オス

ズ召連レ来。

一波越村小寺右二來。

同 廿四日 曇

十八日

廿六小区／用務所／御中

明治十年十月廿五日……○

一戸穴村徳藏來。

一家祿奉遇、公債証書追々御下渡ニ付テハ印鑑差出候様、
御達ニ付、用務所ニテ取計、則調印イタス。

同 廿六日 晴

二十日

一昨日之處へ記置候、肥川仲藏ヨリ預リ物／四品、廿四
小区鶴望村渡辺左吉ナルモノ／品物引替吳候様ニ付、
但其通引替／遣シ、同人通行券一葉、并代り品物／包
ノ保置候處、不正之品之由ニ付、手続書沙通、并通行
券壹葉、包物壹ツ／衣類三品アリ。共佐伯警察署え
差出候。

一家僕作藏去ル十五日病氣ニ付、狩生ヘ／引取候処、今
ニ全快無之候間、外方ヨリ／代リ雇吳候様、同村之
者來テ告ル。

一和佐藏相雇候。

一古川昂殿養母并妻堺縣へ罷越候由ニテ（欠け）候ニ
付、ヲヨ子 古川へ參ル。

大十月 廿五日 晴夕曇

小旧九月十九日

一ヨ子本家 同道ニテ龍護寺へ參ル。

一午後四時頃用務所ヨリ呼使來ニ付、即刻參候處、警察
署ヨリ即刻呼出之指紙、老紙相渡候間、請取書イタシ
即刻警察署へ出頭之處、廿七小区肥川仲藏ナル者、去
旧六日頃衣類持來、抵當物トシテ金子貸渡候。但シ守
ニ付、相違無之旨申候處、違候ハバ不正之所ニ付、
御請イタシ引取ル。

一警視隊人夫宿賃用務所ヨリ受取、兼而廻章到来。

一金壱目七拾錢 但壱人付一日五厘宛
右者警視隊人夫八十六名、八月／廿九
日ヨリ九月一日迄、日数四日間／止宿
賃金正ニ受取候也。

一眼鏡壱ツ 金次ヨリ受取。

大十月

廿七日 晴

小田九月廿一日

一守後浦山本伊吉、小西久藏來。尤ツヅラ持參。

一西念

順居士儀

三十三回忌正当本家へ参。

一日雇壱名相雇、大根地手入。

同

廿八日 晴

小田九月廿六日也

同

廿九日 晴

廿二日

一肥川仲藏來。

同

三十日 晴

廿三日

一池田村玉藏來。

同

廿五日

廿四日

一大十一月 一日 晴

一守後浦十八番地、小西久藏へ半作へ貸渡置候地所、

和佐藏相雇芋堀二參。

同

三十一日 雨

廿五日

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一事ニ付、通行券之外／ナシト答フ。然レバ無之分認メ

沙通差出候／様。依テ帰宅之上相認メ差出候也。

御届／第四大区廿四小区鶴望村／渡辺太吉

右之者ヨリ抵当トシテ衣類壱包／ノ保預リ

置、金沙目五十錢証券／同人通行券壱葉預

リ置申候／候也。

明治十年十月三十日……○

佐伯警察署／御中

一池田村玉藏來。

一大十一月 一日 晴

一肥川仲藏來。

一用務所ヨリ呼使來。即刻出頭之處、裁判所ヨリ之呼

一夜鷺塚市之承殿入來。

同 四日 晴

廿九日

一鷲塚市之丞殿、滿江武殿入來、然會。

五日

一芳島へ綿取へ行。

一釤崎十八番地肥川松藏ヨリ永代買取地／地券

筆工共、吉良權五郎殿へ相頼／右同人方へ伺候。

同 五日 曇 小旧ノ十月一日也

一兼テ達ニ付、廿四小区渡辺太吉へ関係事件／区裁判所へ午前九時出頭ス。

一木許源太夫殿方へ参。

同 六日 曇

一渡辺太平事件ニ付、区裁判所へ午前／九時出頭之處、

裁判相済、裁判申渡書壹冊御下渡シ請書不及／（一行欠く）／之事。

一夜分富澤潤吾殿入來。楠カウ縁談之／義、嘶有之。

大十一月 七日 晴 小旧十月二日也

一藪賢七郎殿午前八時過來テ、本日於學校集會有之候段、

報知有之ニ付、午前九時頃同所へ出頭之上、惣代組内

ニテ臨時両名擔当ニ撫掌之處、大石氏／堺田氏人撫ニ

相來候テ萬事頼置／引取ル。學校入贅之何レ談判事。

同 八日 晴 小旧ノ十月一日也

一佐藤増右衛門殿入來。

同 九日 晴

一日雇和佐藏八反ワリ地拵。

一肥川仲藏來。

一城村八藏來。

同 十日 雨

一本年分土蔵無届返上金用務所へ持參ス。

同 十一日 晴 七日

一土屋盛年殿不快ニ付、相尋候。

同 十二日 晴 八日

一日雇和佐藏外、女日雇壹名引連レ、字釤崎又字八／反

ワリ畠へ麥蒔へ参。最種麥池田善次郎方へ拙者参

り求之。

一私十八番地字八反割永代買取ニ付、此節地券／書換願

ニ付、右願書吉良種五郎殿へ本月四日及依頼之處、本

日／出来。

一學校資金ノ件ニ付、明十三日於養賢寺會合／之廻達、

惣代ヨリ來。宮本ヘ廻ス。

同 十三日 曇 九日

一私ノ十六番地拾九小区守後浦耕地々券／（以下欠く）